

(仮称) あつみ第二風力発電事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

渥美半島の良好な風エネルギーを発電事業として活用して、再生可能エネルギーの導入拡大をさらに加速し、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上を目指す。

(2) 事業者

中部電力株式会社（所在地：愛知県名古屋市東区東新町1番地）

(3) 対象事業実施区域の位置

田原市小中山町地内

(4) 事業規模

発電所出力：21,000kW（単機出力4,200kW×5基）

2 手続根拠法令

環境影響評価法（平成9年法律第81号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）

3 経緯

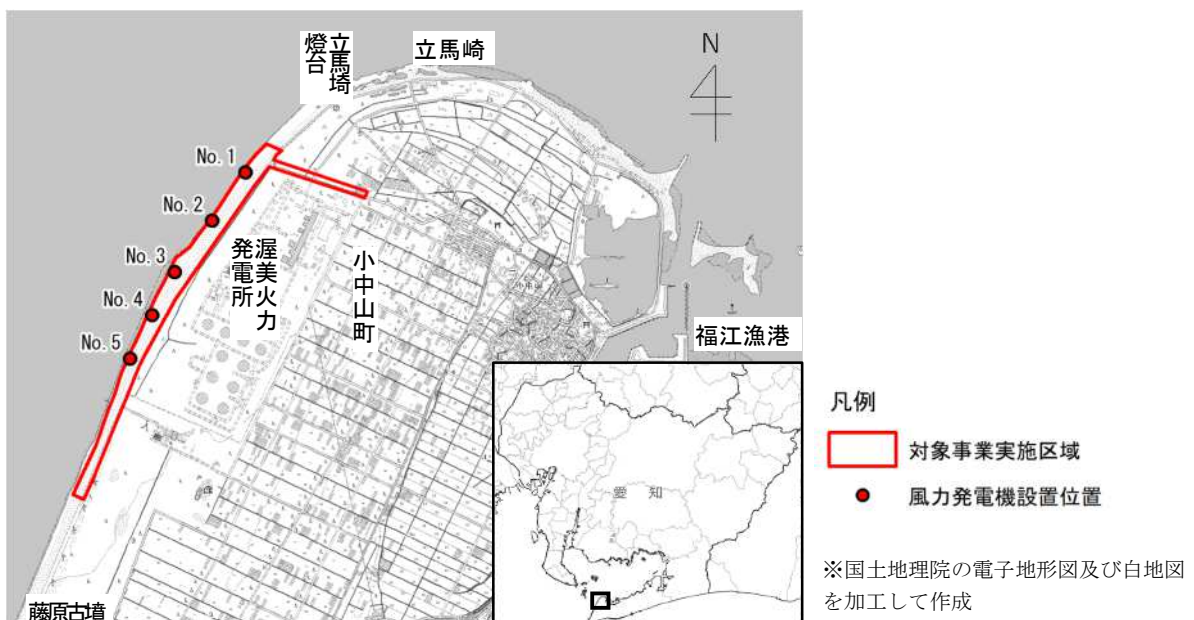
| | |
|------------|-------------------------|
| 2020年8月25日 | 配慮書の公表・縦覧（8月25日～9月24日） |
| 10月30日 | 配慮書についての知事意見の通知 |
| 2021年2月2日 | 方法書の公告・縦覧（2月2日～3月4日） |
| 6月15日 | 方法書についての知事意見の通知 |
| 2023年7月26日 | 準備書の県への送付 |
| 7月27日 | 準備書の公告・縦覧（7月27日～8月28日） |
| 10月18日 | 準備書に係る住民意見の概要と事業者の見解の送付 |
| 10月27日 | 審査会の開催（諮問） |
| 11月21日 | 田原風力発電部会（第1回）の開催 |
| 11月25日 | 環境影響評価に関する公聴会 |
| 12月19日 | 田原風力発電部会（第2回）の開催 |
| 2024年1月22日 | 審査会の開催 |

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、準備書について環境の保全の見地からの意見を経済産業大臣に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から準備書に係る住民意見の概要等の送付があった日（2023年10月18日）から120日以内（2024年2月15日まで）に行う。

5 対象事業実施区域の位置



(仮称) あつみ第二風力発電事業に係る環境影響評価の手続の流れ

